

国土利用計画 下諏訪町計画



平成15年12月

下 諏 訪 町

国土利用計画 下諏訪町計画

基準年次	平成 12 年 (2000 年)
目標年次	平成 25 年 (2013 年)
下諏訪町議会議決	平成 15 年 12 月 19 日
告 示	平成 15 年 12 月 24 日

はじめに



下諏訪町は、美しい山々に囲まれ、豊かな水をたたえる諏訪湖に面し、天恵の温泉と古きよき伝統文化をもつまちです。私たちには、先人から受け継いだ、この貴重な財産を質的に向上させ、子孫に継承する使命があります。

今回、町の土地利用に関する最上位計画として策定した「国土利用計画下諏訪町計画」は、平成25年を目標年次としています。日常生活や経済活動の共通の基盤であり、将来的にも限られた資源である土地を、総合的・計画的に有効利用するための行政上の指針となるものです。

今、町では「魅力あるレイカディア（湖の理想郷）の街」の実現を目指し、住民参加と民公協働を柱とする開かれたまちづくりを積極的に進めています。

この計画で掲げた目標を達成するには、自然的利用地の環境保全と都市的利用地の高度利用が調和しながら共に充実することが求められてきますので、住民の皆様の深いご理解と一層のご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定に当たり、ご審議、ご協力を賜りました関係の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成15年12月

下諏訪町長 高橋文利

目 次

前 文

町土の利用に関する基本構想

- | | |
|-------------------|---|
| 1 町土利用の基本方針 | 1 |
| 2 利用区分別の町土利用の基本方向 | 4 |

町土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- | | |
|-------------------|----|
| 1 町土の利用区分ごとの規模の目標 | 7 |
| 2 地域別の概要 | 10 |

に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- | | |
|------------------|----|
| 1 公共の福祉の優先 | 13 |
| 2 国土利用計画法等の適切な運用 | 13 |
| 3 地域整備施策の推進 | 13 |
| 4 町土の保全と安全性の確保 | 14 |
| 5 環境保全と美しい町土の形成 | 14 |
| 6 土地利用転換の適正化 | 15 |
| 7 土地の有効利用の促進 | 16 |

参考資料

- | | |
|----------------------|----|
| 1 計画策定の経緯 | 19 |
| 2 町土の利用区分の定義 | 20 |
| 3 計画における主要指標 | 24 |
| 4 利用区分ごとの町土利用の推移 | 25 |
| 5 利用区分ごとの規模の目標の考え方 | 26 |
| 6 町土利用の変化 | 28 |
| 7 利用区分別面積と関係指標の推移と目標 | 29 |
| 8 土地利用概略図 | 38 |
| 9 下諏訪町国土利用計画審議会 | 42 |

前 文

この計画は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図るとともに、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、同法第8条の規定により、下諏訪町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関し必要な事項を定めた計画（以下「下諏訪町計画」という。）であり、町土の利用に関する行政上の指針となるものです。

策定に当たっては、同法第5条及び第7条の規定により、それぞれ定められた全国計画、長野県計画を基本とし、地方自治法第2条第4項に基づく下諏訪町総合計画の基本構想（以下「基本構想」という。）に即するものとします。

なお、下諏訪町計画は、長野県計画の改定、本町の基本構想の改定、社会情勢に重大な変動が生じた場合などは、必要に応じて見直しを行うものとします。

町土の利用に関する基本構想

1 町土利用の基本方針

基本理念

町土は、将来的にも私たちの限られた資源であるとともに、日常生活や経済活動の共通基盤です。

町土の利用は、総合的かつ計画的な視点から、公共の福祉を優先させ、本町の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮することが必要です。

したがって、町民の理解と協力のもとに、住みよい生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

町土の特性

本町は、長野県のほぼ中央に位置し、町域は標高 759.1m の諏訪湖から 1,887.4m の三峰山にかけての南北 12.1km、東西 9.7km の範囲で、面積は 66.90km² です。地形的には、糸魚川 - 静岡構造線と中央構造線が交差する諏訪盆地の一部で、豊かな水をたたえる諏訪湖と美しい山々に囲まれた自然度の高い立地条件にあり、優れた景観と貴重な歴史、文化、伝統を先人から受け継ぎ、恵まれた環境の中で、夢と希望のあるまちづくりを行っています。

町土の 8 割以上を森林が占めるため、おいしい水や空気など自然からの恵みを生み出しており、国の天然記念物である八島ヶ原高層湿原や都市計画いずみ湖公園は、緑に囲まれた町民相互の交流や憩いの場としても活用されています。

市街地は、比較的急峻な山地部と諏訪湖にはさまれた狭小な平坦地に形成されており、可住地面積の少ないコンパクトな特性を生かし、上下水道、温泉など社会資本が早い時期に整備され、住宅地や産業用地などの都市的な利用がされています。

古くは諏訪大社の門前町であり、中山道、甲州道中が合流する温泉宿場町として栄え、近年では、高速道や国道など広域幹線道路の整備に伴い、商工業を中心に内陸の産業都市として発展してきました。

現在は、大社、湖、温泉、高原など豊富な資源を生かした観光産業活動と電気、機械器具の製造業を中心に高度技術の集積と先端技術の導入など積極的な取り組みが行われています。

現状と課題

〔 現 状 〕

町土は、自然的利用がされている森林を主体とした山間地、里山や農用地などの中山間地、都市的利用がされている平坦地に大別されます。

町土の大部分を占める山間地と中山間地では、一部において市街地の都市的機能を補完しているものの、産業構造の変化や価値観の多様化により農用地の減少や私有林の荒廃などが顕在化しつつあります。

ほぼ全域が人口集中地区とされている平坦地では、温泉や下水道施設などの社会資本が整備され、地形的に可住地面積の拡大が困難なため地価が比較的高く、土地取引は鈍化傾向にあります。また、建築密度も高く、用途が混在した状況となっています。

本町では、少子高齢化と同時に核家族化が進行しており、農林漁業などの第1次産業就業者は僅かで、工業を主体とする第2次産業と商業や観光産業などの第3次産業の就業者が大半を占めています。

諏訪湖や八島高原、諏訪大社など地域固有の自然的、歴史的、文化的資源は観光やレクリエーションにも利用されていますが、車社会の進展により交通量が増加しています。

〔 課 題 〕

山間地及び中山間地については、農林業の生産活動の場であるとともに森林や農地が環境や生活に果たしている役割にも十分配慮し、地球的規模の視点で保全と復元に努める必要があります。

平坦地については、少子高齢化の進行、価値観の多様化や産業構造の変化など、将来的な社会経済情勢を的確に把握し、古くから培われてきた歴史、文化、伝統、風土を生かし、個性豊かで魅力と活力に満ちた、安全性、快適性の高い良好な市街地環境の創出に努める必要があります。

したがって、今回の計画においては、町土の有限性を前提として有効利用を図りながら、町土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要の量的な調整を行うとともに、町土利用の一層の質的向上を図ることを主な課題とします。

町土利用の
基本方向

〔 土地需要の量的な調整 〕

農用地や森林などの自然的利用地は、農林業の生産活動の場であり、自然環境や町土の保全機能、水源かん養機能に加えて、保健・休養、観光・レクリエーションなど、多様かつ重要な公益的機能を有することから、現状規模の維持、継承を基本的な方向とします。

市街地などの都市的利用地は、社会経済情勢等の変動により発生する課題や新たな需要に対応するため、低未利用地の有効活用や土地利用転換の推進などを基本的な方向とし、町土の量的適正化を図ります。

〔 町土利用の質的向上 〕

自然的利用地は、土地条件に応じた適正な利用、管理による保全、復元と治山・治水対策の推進により町土保全機能の向上を図ります。また、観光・レクリエーション需要の多様化に対応するため、自然的、歴史的な既存資源を活用して、自然体験や環境学習などの多面的利用を展開し、多機能化に努めます。

都市的利用地は、少子高齢化の進行に伴い、ハード面では子育て環境の整備をはじめ、交通安全、防災施設等の社会基盤整備を図り、産業の振興に配慮した適正な土地利用転換による高度利用を推進し、ソフト面では、歴史や文化にふさわしい景観、うるおいとやすらぎの空間の形成などの対応により、個性と魅力に満ちた良好な市街地環境の創出をめざします。

2 利用区分別の町土利用の基本方向

農用地

農用地は、農業生産の場であると同時に、洪水、土壌浸食の防止などの町土保全機能に加えて緑地、オープンスペース、郷土的景観などの要素を有しており、市街地環境においても重要な公益的役割を担っています。

本町では市街地周辺の中山間地を中心に小規模な農地が多く、農業従事者の高齢化、後継者不足、鳥獣被害による農業経営環境の悪化などにより農業全般が衰退傾向にあり、耕作放棄地や遊休農地は増加しつつあります。

したがって、農用地の土地利用は、農業経営の安定と公益的機能の維持増進をめざし、人材育成を含めた地域営農システムの展開や観光・レクリエーション農業の導入など多面的利用による遊休荒廃地の発生防止に努め、農地の保全と有効利用を図ります。

森林

森林は、林業生産の場であると同時に、地球環境保全、町土保全、水源かん養などの機能に加えて、保健休養、観光・レクリエーション、野生動物植物生息地などの要素を有し、多様な公益的役割を担っています。

自然度の高い山間地は、適正な森林の維持管理と治山対策の実施による保全を原則とし、八島高原周辺は自然とふれあえる貴重な区域として環境保全に努めます。

市街地周辺の中山間地は、森林として保全しながら、親しみのある里山的空間として、林業体験や自然環境学習などの多面的な有効利用を推進し、地域に暮らす子供たちが森林を通じて緑とふれあい、素晴らしい郷土の自然を体感できる環境づくりに努めます。道路沿いの森林は、周辺環境と調和した土地利用や景観形成が行われるよう計画的な誘導を図ります。

水面 河川
水路

諏訪湖については、地域固有の自然的景観、観光資源でもあることから、周辺市町村など関係諸機関との調整により、水質浄化による親水性の向上と、生物多様性を柱とした漁場の保全を図り、内水面漁業、生態系観察などの多面的利用を推進します。

河川・水路は、周辺環境に配慮して治水・利水対策を推進し、憩いと安らぎ、レクリエーション、観光、交流、遊漁の場などとして親水性の拡充による多機能化を図ります。

道 路

一般道路は、立地、役割、利用状況などに配慮した道路網を計画、整備し、安全で円滑な交通体系の確立を図ります。幹線道路については、バイパス路線や都市計画道路の整備推進により、市街地内の通過交通を削減して生活環境の向上をめざします。生活道路については、地震などの防災対策、沿道の土地利用状況、循環バスの運行、自動車交通との調整などに留意し、歩行者系交通の安全性、利便性、快適性の向上を図ります。

林道は、森林の保全や周辺環境との調和に十分配慮して、計画、整備を行います。

宅 地

[住宅地]

住宅地は、世帯数の増加に伴う量的需要とともに、高齢化の進行や価値観の多様化など、社会経済情勢の変化に伴う質的需要にも適切に対応します。

市街地内については、大規模災害時などの被災対策にも十分留意し、低未利用地の有効活用や宅地内緑化を促進するとともに、地域固有の歴史、風土を生かした街並み景観の創出に努め、周辺環境と調和した良好な居住環境の形成、保全を図ります。

宅 地

〔 工業用地 〕

工業用地は、工業製品の生産の場であるとともに、地域における身近な雇用、就労の場であることから、自然環境や市街地環境との調和に十分配慮し、産業構造の変化や企業の立地動向にも的確に対応した適切な規模の確保を図ります。

工業団地内における未利用地については、市街地内における既存工場の移転誘導や新たな企業誘致などに努め、有効活用を図るとともに、立地特性と土地需要に見合った効果的な土地利用への転換に努めます。

〔 その他の宅地 〕

事務所用地や商業用地など、その他の宅地については、周辺環境との調和に十分配慮し、適切な規模の確保を図ります。

従来からの中心市街地については、既存の商業・業務施設や観光・レクリエーション資源等を生かし、低未利用地の有効活用や土地利用転換を図り、魅力と活力に満ちたまちづくりに努めます。

幹線道路の沿道型商業地域については、周辺部の土地利用や景観との調和に向けた計画的誘導に努めます。

そ の 他

文教施設、公園・緑地、福祉施設、交通施設などの公共・公益的施設用地は、適正量の確保とともに、地域に関わる人々の価値観の多様化や社会的要請の高度化に的確に対応するため、複合化や多目的利用の推進などによる質的向上に努めます。

市街地内については、オープンスペースの確保による居住環境の向上と、避難地の確保など災害対策機能の強化をめざし、都市公園等の計画的な配置に努めます。

諏訪大社や諏訪湖周辺などの観光地については、周辺環境との調和に配慮するとともに、地域固有の歴史的、文化的、自然的資源を生かし、余暇活動多様化への対応やレクリエーション機能の強化に努めます。

町土の利用区分ごとの規模の目標
及びその地域別の概要

1 町土の利用区分ごとの規模の目標

基準年次と
目標年次

- [基準年次]
平成 12 年 (西暦 2000 年)
- [目標年次]
平成 25 年 (西暦 2013 年)

目標年次に
おける人口
及び世帯数

- [人口]
25,000 人
- [世帯数]
9,300 世帯

利用区分

町土の利用区分は、「農用地」、「森林」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」、「その他」の地目別区分及び「市街地」とします。

規模の目標
の設定方法

町土の利用区分ごとの規模の目標は、過去の推移と現状の実態を把握するとともに、基本構想や人口推計などの将来的な見通しを勘案し、利用区分別に必要な土地の面積を推計します。

目標年次における規模の目標

[農用地]

農用地は、17haの減少を見込み、58ha程度とします。

[森林]

森林は、3haの減少を見込み、5,611ha程度とします。

[水面・河川・水路]

水面・河川・水路は、1haの減少を見込み、322ha程度とします。

[道路]

道路は、10haの増加を見込み、168ha程度とします。

[宅地]

宅地は、9haの増加を見込み、290ha程度とします。

住宅地

住宅地については、9haの増加を見込み、196ha程度とします。

工業用地

工業用地については、現状と同様、25ha程度とします。

その他の宅地

その他の宅地については、現状と同様、69ha程度とします。

[その他]

その他の利用区分は、2haの増加を見込み、241ha程度とします。

[市街地]

市街地の面積は、現状と同様、443ha程度とします。

目標年次における規模の目標

利用区分ごとの規模の目標

種別		利用区分別面積 (ha)			構成比率 (%)	
		基準年次 平成12年	目標年次 平成25年	増減	基準年次 平成12年	目標年次 平成25年
農用地	農地	75	58	17	1.1	0.9
森林		5,614	5,611	3	83.9	83.9
水面・河川・水路		323	322	1	4.8	4.8
道路		158	168	10	2.4	2.5
宅地		281	290	9	4.2	4.3
	住宅地	187	196	9	2.8	2.9
	工業用地	25	25	0	0.4	0.4
	その他の宅地	69	69	0	1.0	1.0
その他		239	241	2	3.6	3.6
合計		6,690	6,690	0	100.0	100.0
市街地		443	443	0	6.6	6.6

*市街地は、人口集中地区を指します。

2 地域別の概要

地域区分

地域区分は、自然的、社会的条件等より次の3区分とし、本町全域の調和を図るとともに、各地域の特性を生かした計画的な町土利用を推進します。

[北部地域]

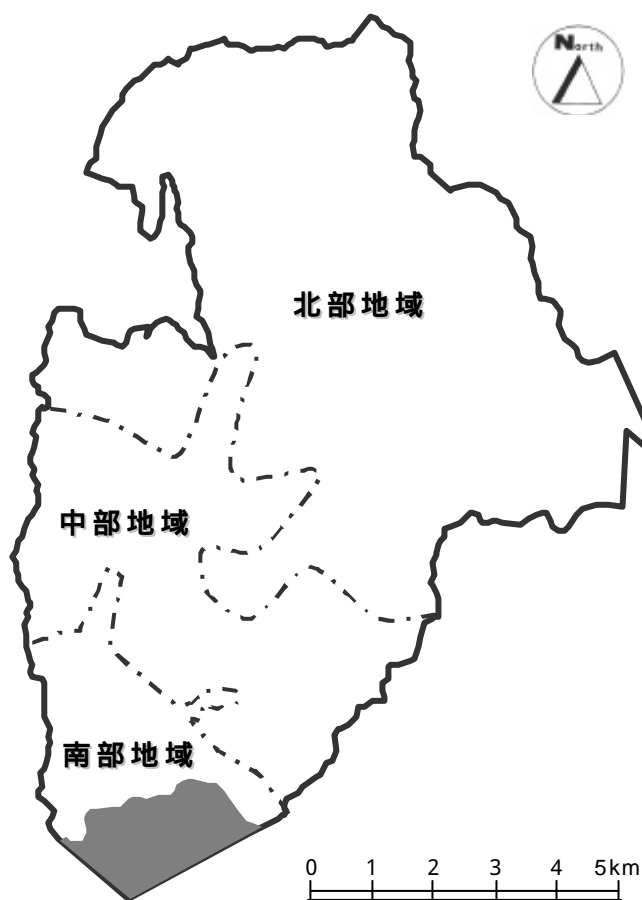
保安林指定区域や自然公園区域など、自然度が高い北部山岳地域

[中部地域]

市街地に隣接する森林と農業振興地域

[南部地域]

用途地域指定区域と諏訪湖



地域区分図

地域別の
土地利用の
基本方向

〔 北部地域 〕

北部地域は、八ヶ岳中信高原国定公園をはじめ、国公有林や保安林指定区域などの自然度が高い森林が大半を占めており、町土の保全機能や水源かん養機能をはじめ、八島ヶ原高層湿原に代表される貴重な動植物の生息地のほか、人と自然とのふれあいの場などとして、貴重かつ多様な役割を担っています。

この地域では、土石流、地すべりなどの山地災害を防止するため、治山・治水対策や防災機能の高い森林整備などにより、良好な自然環境と水源地機能の保全を図ります。

自然公園区域や水辺空間などは、地域固有の観光・レクリエーション資源として、交流機能の充実に努めるとともに、国道 142 号などの沿道部については、周辺環境や景観と調和した計画的な町土利用への誘導を図ります。

〔 中部地域 〕

中部地域は、市街地に隣接した里山的な森林と砥川、東俣川、承知川沿いなどの農業振興地域が主体の親しみある原風景が残されていますが、大半は個人所有地であり、産業構造の変化や価値観の多様化などを背景に、森林の荒廃や耕作放棄地の増加などが進行しています。

この地域は、森林の山地災害対策を進めるとともに、森林体験や環境学習の場などとして多機能化を図り、観光農業や農業体験機能の導入などによる農用地の多面化を推進し、農林業経営の安定、活性化を図り、必要に応じて都市的利用地への計画的転換を図ります。

河川等の水辺空間は、治水機能の強化を図りながら、美しい自然環境を生かした観光・レクリエーション資源として、親水性の向上に努めます。

地域別の
土地利用の
基本方向

〔 南部地域 〕

南部地域は、JR 中央本線を境に、北側の諏訪大社周辺を中心に形成された古くからの市街地と、南側の土地区画整理事業などにより整備された新市街地に大別され、両市街地とも大半は人口集中地区であり、都市的利用地となっています。

北側市街地では、道路や公園などの社会基盤整備が遅れ気味であり、土地区画整理事業等により基盤施設が整っている南側市街地では、幹線道路等沿道部への大型商業施設の進出などにより、新たな商店街区が形成されています。

今後、北側市街地では、少子高齢化の進行や子育て支援対策にも配慮し、魅力ある観光地、商店街の形成など社会基盤の整備を図るとともに、両市街地とも、景観形成や観光・レクリエーション施設の連携、防災・防犯・交通安全対策など、ソフト面での対応も図りながら、歴史、文化、自然、風土を生かした個性豊かな魅力ある市街地環境の創出に努めます。

市街地内に点在する農地などは、オープンスペースや緑地としての公益的機能の保全に努め、低未利用地等については、将来的な需要に応じた土地利用への計画的な転換を推進します。

諏訪湖は、一年を通じて観光、レクリエーション、スポーツ愛好者などが利用する地域固有の資源であり、河川の下流域を含めた一体的な利用対策が必要です。漁業環境や自然景観にも配慮して、水質浄化や湖岸清掃による環境整備を進め、安全性、親水性の向上とともに身近な動植物の自然観察の場などとして多面的な利用を図ります。

に掲げる事項を達成するために
必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

公共の福祉 の優先

町土の持続性、有限性、基盤性を基本的な認識として、公共の福祉を優先させるとともに、自然的、社会的条件など、地域の特性に応じた適正な土地利用が図られるよう各種の規制、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進します。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用 計画法等の 適切な運用

土地基本法、国土利用計画法、これに基づく国土利用計画長野県計画、長野県土地利用基本計画をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、文化財保護法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律などの土地利用関連法規や上位・関連諸計画、長野県自然環境保全条例、各種指導要綱などの適切な運用により、土地利用の総合的かつ計画的な調整を図り、適正な土地利用の確保と地価の安定に努めます。

3 地域整備施策の推進

地域整備 施策の推進

下諏訪町総合計画における基本構想の実現に向けて、地域に関わる人々の意向、要望を踏まえながら実情と特性を生かした地域整備施策を推進し、本町の均衡ある発展に努めるとともに、町土の有効利用を図ります。

森林や農用地などを主体とする地域は、町土の保全、復元に努め、第1次産業の活性化につながる多機能化、多面化を推進し、必要に応じて計画的な土地利用転換を図ります。

市街地は、観光地であることにも配慮し、日常生活や産業活動を支える社会基盤の整備や生活環境の改善などに努めます。

4 町土の保全と安全性の確保

町土の保全 と安全性の 確保

町土の保全と安全性を確保するため、治山・治水事業の推進や地域特性に応じた適正な管理に努め、森林等の有する水源かん養機能などを拡充、強化し、山地災害や水害に対する防災・安全対策の推進を図ります。市街地は、大規模災害時における近隣家屋への延焼防止などの災害対策に留意するとともに、公園・広場等、オープンスペースや避難路の確保など、誰もが安心して暮らせる良好な市街地環境の創出をめざし、適正かつ計画的な土地利用を推進します。

中山間地の集落や急傾斜地など、地震や豪雨などによる斜面地の崩壊、土砂災害等が生ずる可能性の高い地域については、砂防施設の整備や法面对策の強化などによる安全性の向上を図ります。

5 環境保全と美しい町土の形成

環境保全と 美しい町土 の形成

農用地については、生産性の維持、向上とともに、農業経営の安定を図り、自然に対する環境負荷の軽減と農業が担う環境保全機能の増進をめざします。

森林については、公有林の適正な維持、管理と民有林の森林施業を奨励し、水源地域の保護、かん養機能の強化、動植物との共生、自然環境の保全とともに、良好な大気や水の循環確保を図ります。

周辺市町村をはじめとする関係諸機関との調整を図りながら、諏訪湖の水質浄化、水辺地や水生生物の保全による諏訪湖や河川の自然浄化能力の維持、回復などに努めます。

工場用地等については、大気汚染や悪臭、騒音などの公害とともに、土壌汚染の防止を図ります。

廃棄物の抑制とリサイクルを促進するとともに、環境美化に対する住民意識の高揚を図り、廃棄物の不法投棄等、不適正処理の防止に努めます。

魅力ある町土の形成、継承をめざし、生活環境の向上、改善とともに、地域固有の良好な景観の保全と計画的誘導に努めます。

開発行為等の事業実施に際しては、事前に十分な環境調査を行うとともに、環境保全に配慮するよう適切な指導を行います。

6 土地利用転換の適正化

農用地の 利用転換

農用地の利用転換は、農業経営の安定と地域農業に与える影響に留意し、適切な調整を図るとともに、無秩序な転用を抑制し、優良農用地等の確保に努めます。

森林の 利用転換

森林の利用転換は、林業経営や周辺に与える影響に留意し、山地災害の発生、自然環境や景観の悪化等、公益的機能の低下を防止し、周辺の土地利用や景観との調和を図ります。

大規模な 土地利用 転換

大規模な土地利用転換は、改変、造成等の周辺地域に及ぼす影響が大きく広範囲にわたることから、事前に関連計画等との整合を図り、十分な調査を行うとともに、環境や景観に配慮した適正指導を行います。

混在地 における 土地利用 転換

住宅地と工業、商業などの用地が混在する市街地内における土地利用転換は、混在による居住環境や産業環境などへの弊害を緩和、解消するため、一定の規模で用途の純化を推進します。

7 土地の有効利用の促進

農用地

農用地の有効利用を図るため、後継者の育成、確保、農地保有の合理化、集積を進めるとともに、地域の実情に応じた地域営農システム等の構築推進などにより、利用増進と優良農用地の保全に努めます。

耕作放棄地や遊休農地については、農業体験等、観光・レクリエーション志向の多様化や都市住民との交流機会の拡大などへの対応として、体験・観光農園や町民菜園等への活用を促進します。

森林

森林は、木材生産などの経済的機能とともに、町土の保全、水源のかん養、保健休養、自然環境保全、野生動植物の生息地などの機能を増進するため、長野県地域森林計画等に基づく計画的な整備と管理を行います。

八ヶ岳中信高原国定公園においては、生物多様性を確保するなど自然環境を保全するとともに、人と自然とのふれあいの場に適した個所等については、自然体験、環境学習・教育、屋外レクリエーション施設等の整備により、多機能化を図ります。

水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水・利水機能の維持、強化と安定供給を図るため、砂防事業や施設整備などを推進するとともに、多様な動植物の生息、生育環境の保全に配慮しながら、誰もが安全に水辺の自然環境とふれあえる親水機能の確保に努めます。

道 路

道路は、国道 20 号バイパス等の各種産業活動を支える広域幹線道路等と、地域に関わる人々の日常的な生活を支える生活道路とによる効果的な交通体系の確立をめざします。

移動空間としてだけでなく、良好な市街地環境を確保するための役割や狭隘道路における歩行者系ネットワークの形成など、現況特性を生かした機能の見直しなどにも十分配慮しながら有効利用を図ります。

宅 地

[住宅地]

住宅地は、需要に応じた量的・質的対応を図るとともに、地域に暮らす人々の生活習慣等の変化や多様化を的確に把握し、良好な居住環境の創出、維持に努めるとともに、低未利用地等の有効利用を促進します。

既成市街地内については、道路や公園・広場などの社会基盤整備による防災・防犯・交通安全対策の向上とともに、個性ある魅力的な街並みの形成にも配慮して、土地の有効利用を図ります。

[工業用地]

工業用地は、地域社会との調和や公害防止などに留意しながら適地を確保し、地域特性にふさわしい企業等の立地誘導を促進するとともに市街地内における工場、事業所の未利用地については、都市機能の向上をめざし、有効利用を図ります。

[その他の宅地]

事務所用地、商業用地など、その他の宅地は、中心市街地や幹線道路沿道部などの立地特性に応じた周辺環境、景観との調和に留意し、低未利用地の有効活用や高度利用を推進します。

そ の 他

公園・緑地、文教施設、福祉施設、交通施設など、公共・公益的施設用地は、災害対策に留意し、将来的な需要に応じた適正配置に努めるとともに施設の機能転換や統合などの見直しを計画的に行います。

參考資料

1 計画策定の経緯

平成14年度	7月26日	基礎調査開始
	8月14日	長野県企画局企画課、諏訪地方事務所総務課と事前協議
	12月20日 ～ 1月10日	まちづくりアンケート調査の実施 (18歳以上の町内在住者から1,000名を無作為に抽出)
	3月27日	基礎調査とりまとめ
平成15年度	4月30日	庁内検討委員会設置
	5月 8日	第1回庁内検討委員会の開催
	5月28日	庁内関係各課へのヒアリングの実施
	6月18日	第2回庁内検討委員会の開催
	6月23日	第3回庁内検討委員会の開催
	6月27日	第4回庁内検討委員会の開催
	7月 7日	第5回庁内検討委員会の開催
	8月22日	第6回庁内検討委員会の開催
	9月 1日 ～ 9月16日	庁内検討委員会素案の公開(住民の意見募集)
	10月 6日	第1回審議会の開催(委員委嘱、正副委員長選出、諮問)
	10月21日	第2回審議会の開催
	10月23日	長野県、諏訪地方事務所への事前協議
	10月27日	第3回審議会の開催
	11月10日	第4回審議会の開催(答申)
	11月18日	諏訪地方事務所長から意見
	11月20日	諏訪地方事務所長へ回答
	11月21日	長野県知事から意見
	11月25日	長野県知事へ回答
	12月 9日	町議会へ提案
	12月19日	議決
12月24日	告示	

2 町土の利用区分の定義

利用区分	定義	面積の把握方法等
農用地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計面積です。	
農地	耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含みます。	『耕地及び作付面積統計』(農林水産省統計情報部)の「耕地面積」の「田」と「畑」の合計面積とし、市町村別の耕地面積は、『長野県農林業市町村別統計書』(長野統計情報事務所)による値を採用します。
採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作または養畜の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供されるものです。	『世界農林業センサス林業調査報告書(林業地域編)』(1990年、2000年農林水産省統計情報部)の「採草放牧に利用されている面積」の「森林以外の草生地(野草地)」を採用し、これを基に他の年次の面積を推計します。
森林	林道を除く国有林と民有林の合計面積です。	
国有林	林野庁所管国有林、官行造林地及びその他省庁所管国有林の合計面積です。 林野庁所管国有林 国有林野の管理運営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたものです。	『長野営林局事業統計書』(長野営林局)の「機能類型別・林種別面積」の「機能類型別総数」から「国有林野貸付使用地」のうちの「放牧採草地」及び「国有林林道」を除いた面積とします。
	官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定により契約を締結している森林です。	『長野営林局事業統計書』(長野営林局)の「官行造林地の林種別面積」の「林地」と「林地以外」の合計面積とします。
	その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林です。	『世界農林業センサス林業調査報告書(林業地域編)』(1990年、2000年農林水産省統計情報部)の「現況森林面積」のうちの「国有」の「林野庁以外の官庁」の面積を採用し、これを基に他の年次の面積を推計します。

利用区分		定義	面積の把握方法等
森 林	民 有 林	森林法第2条第1項に定める森林であつて、同法同条第3項に定めるものです。	<p>地域森林計画対象民有林と同計画対象外民有林の合計から民有林林道を除いた面積とします。</p> <p>地域森林計画対象民有林の面積は、『長野県民有林の現況』による値を採用します。</p>
原	野	『世界農林業センサス林業調査報告書』の「森林以外の草生地」から採草放牧地または国有林に関わる部分を除いた面積です。	『世界農林業センサス林業調査報告書(林業地域編)』の「森林以外の草生地」の面積から「国有」のうちの「林野庁小計」と「採草放牧地(1)イ」を差し引いたものに、『長野営林局事業統計書』による「国有林野貸付使用地」のうちの「放牧採草地」を加えた面積とし、これを基に他の年次の面積を推計します。
水 面 ・ 河 川 ・ 水 路	水面、河川及び水路の合計面積です。		
	水 面	湖沼(天然湖沼及び人造湖)及びため池の満水時の水面の面積です。 天然湖沼 面積10ha未満のものは除きます。	面積100ha以上のものは、『全国都道府県市区町村別面積調』(国土地理院)による値を採用します。
		人造湖 堤高15m以上のダムのダム湖です。	『ダム年鑑』(日本ダム協会)による湛水面積を採用します。
		ため池 堤高15m未満の農業用ため池です。	『ため池基本台帳』(長野県農政部)による値を採用します。
河 川	河川法第4条に定める一級河川及び同法第5条に定める二級河川、同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域です。	<p>一級河川は、『河川現況調書』(国土交通省関東地方整備局)による「河川区域面積」をその後の事業量で補正した値を採用します。</p> <p>ただし、水面と重複する部分は除きます。</p> <p>準用河川の面積は、次式により算定した値を採用します。</p> <p>準用河川面積 = 河川延長 × 平均幅員(県計画3.5m)</p>	

利用区分		定義	面積の把握方法等
水面・河川・水路	水路	農業用排水路の面積です。	<p>次式により算定した値を採用します。</p> $\text{水路面積} = \text{整備済水田の水路面積 A} + \text{未整備水田の水路面積 B}$ $A = \text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率 (県計画 0.081)}$ $B = \text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率 (県計画 0.050)}$ <p>* 整備済水田面積：1区画 20a以上の区画(ほ場) 整理済水田の面積 * 未整備水田面積：『耕地及び作付面積統計』による「耕地面積」の田の面積から整備済水田面積を差し引いた面積</p>
	道路	一般道路、農道及び林道の合計面積です。構造的には、車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面などを含みます。	
	一般道路	<p>道路法第2条第1項に定める道路です。</p> <p>一般道路と林道が併用している併用林道は、一般道路の面積に含めます。</p>	『道路現況』(長野県土木部)による総延長に平均幅員を乗じた値を採用します。
	農道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道の面積です。	<p>次式により算定した値を採用します。</p> $\text{農道面積} = \text{ほ場内農道面積 A} + \text{ほ場外農道面積 B}$ $A = \text{水田地域のほ場内農道面積 a} + \text{畑地域におけるほ場内農道面積 b}$ $a = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率})$ <p>* 整備済水田の農道率：0.078 * 未整備水田の農道率：0.048</p> $b = (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$ <p>* 整備済畑の農道率：0.067 * 未整備畑の農道率：0.023</p> $B = \text{『農道台帳』の農道延長} \times \text{路線ごとの平均幅員}$

利用区分		定義	面積の把握方法等
道 路	林 道	<p>国有林林道と民有林林道との合計面積です。</p> <p>ただし、当該林道のうち、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）第4条にいう自動車道を対象とします。</p>	<p>次式により算定した値を採用します。</p> <p>林道面積 = 林道延長 × 路線ごとの平均幅員</p> <p>なお、国有林林道の延長は、『長野営林局事業統計書』による「林道及び貯木場の現況」の「自動車道」の延長から「併用林道」の延長を差し引いたものとし、民有林林道の延長は、『長野県林業統計書』（長野県林務部）による値を採用します。</p>
宅 地		<p>建物の敷地及び建物の維持または効用を果すために必要な土地です。</p>	<p>『固定資産の価格等の概要調書』による「宅地」のうち、「評価総地積」と「非課税地積」の合計面積とします。</p>
	住 宅 地	<p>『固定資産の価格等の概要調書』による評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅団地、町営住宅団地及び公務員住宅団地を加えた面積です。</p>	<p>『固定資産の価格等の概要調書』の「評価総地積」の「住宅用地」と「非課税地積」であるところの県営住宅用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えた値を採用します。</p>
	工 業 用 地	<p>『工業統計表（用地、用水編）』による「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正した値です。</p>	<p>「従業員30人以上の規模の事業所」の面積は、『工業統計表（用地、用水編）』による面積を、また、「従業員10人以上29人以下の規模の事業所」については、『工業統計表』の「用地、用水編」及び「産業編」より、次式により算定します。</p> <p>従業員10人以上29人以下の規模の事業所の面積 = 従業員30人以上の規模の事業所の面積 × (従業員10人以上29人以下の規模の事業所における製品出荷額等 ÷ 従業員30人以上の規模の事業所における製品出荷額等)</p>
	そ の 他 の 宅 地	<p>住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地です。</p> <p>内訳は、事務所・店舗用地、公共用建物用地、官公署用地、別荘地などです。</p>	<p>宅地面積から、住宅地及び工業用地を除いた面積とします。</p>
そ の 他	<p>町土の面積から農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路及び宅地の各面積を除いた面積です。</p> <p>内訳は、公園・緑地・広場等の公共空地、ゴルフ場、スキー場、鉄道敷、耕作放棄地などです。</p>		
市 街 地	<p>国勢調査による「人口集中地区」の面積です。</p>		

3 計画における主要指標

種別		単位	実績			目標
			平成2年	平成7年	平成12年	平成25年
人口	総人口	人	25,519	24,535	23,930	25,000
	14歳以下	"	4,275	3,461	3,098	2,975
	15～64歳	"	17,428	16,466	15,299	14,150
	65歳以上	"	3,816	4,608	5,533	7,875
構成比率	14歳以下	%	16.7	14.1	13.0	11.9
	15～64歳	"	68.3	67.1	63.9	56.6
	65歳以上	"	15.0	18.8	23.1	31.5
総世帯数		世帯	8,431	8,550	8,637	9,300
1世帯当たり人員数		人	3.0	2.9	2.8	2.7
就業人口	総就業人口	人	13,949	13,625	12,852	13,875
	第1次産業	"	270	299	186	153
	第2次産業	"	7,284	6,663	6,192	5,938
	第3次産業	"	6,388	6,659	6,471	7,784
	分類不能	"	7	4	3	-
構成比率	第1次産業	%	1.9	2.2	1.4	1.1
	第2次産業	"	52.2	48.9	48.2	42.8
	第3次産業	"	45.8	48.8	50.4	56.1
	分類不能	"	0.1	0.1	0.0	-
就業率		%	54.7	55.5	53.7	55.5

* 資料：各年『国勢調査報告書』

4 利用区分ごとの町土利用の推移

単位：ha

種別	実績										目標
	平成 3年	平成 4年	平成 5年	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 25年
農用地	132	128	107	100	90	79	77	77	76	75	58
農地	132	128	107	100	90	79	77	77	76	75	58
採草放牧地
森林	5,626	5,591	5,584	5,584	5,584	5,584	5,584	5,579	5,579	5,614	5,611
国有林	1,663	1,628	1,628	1,628	1,628	1,628	1,628	1,624	1,624	1,662	1,662
民有林	3,963	3,963	3,956	3,956	3,956	3,956	3,956	3,955	3,955	3,952	3,949
原野
水面・河川・水路	325	325	324	324	324	323	323	323	323	323	322
水面	284	284	284	284	284	284	284	284	284	284	284
河川	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
水路	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	1
道路	148	151	148	149	153	153	154	155	155	158	168
一般道路	130	133	130	131	135	135	136	137	137	137	147
農道
林道	18	18	18	18	18	18	18	18	18	21	21
宅地	266	268	272	274	277	278	279	279	281	281	290
住宅地	174	176	178	179	181	182	183	184	186	187	196
工業用地	26	27	26	26	26	28	27	28	29	25	25
その他の宅地	66	65	68	69	70	68	69	67	66	69	69
その他	193	227	255	259	262	273	273	277	276	239	241
合計	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690
市街地	420	420	420	420	420	420	420	420	420	443	443

5 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利用区分	規模の目標の考え方
農用地	<p>農業経営の安定をめざすとともに、都市緑地等としての公益的機能を期待し、保全に努めます。</p> <p>ただし、社会経済情勢の変化に対応して、道路、宅地、その他への土地利用転換を見込み、平成12年と比較して17ha減少し、58ha程度とします。</p>
森林	<p>林業経営の安定と同時に、多様かつ貴重な公益的機能の継承をめざし、保全に努めます。</p> <p>ただし、幹線道路の整備など、社会経済情勢の変化に対応して、道路への土地利用転換を見込み、平成12年と比較して3ha減少し、5,611ha程度とします。</p>
水面・河川・水路	<p>水面・河川については、現状規模において治水・利水機能の拡充とともに、周辺環境との調和に配慮しつつ、親水機能の強化に努めます。</p> <p>水路については、宅地への土地利用転換を見込み、平成12年と比較して1ha減少し、322ha程度とします。</p>
道路	<p>一般道路については、通過交通の円滑な処理とともに、市街地内交通の安全性と都市環境の向上を図るべく、整備に必要な用地を確保します。</p> <p>林道については、現状での規模を確保する一方、多様化への対応を図ります。</p> <p>したがって、農用地、森林、宅地からの土地利用転換を見込み、平成12年と比較して10ha増加し、168ha程度とします。</p>
宅地	<p>住宅地は、人口と世帯数の増加、価値観の多様化などに的確に対応するため、用途の転換や低未利用地の有効活用により、将来的な住宅需要に応じた規模を確保します。</p> <p>工業用地は、地域の身近な雇用、就労の場として、現状規模を確保します。</p> <p>その他の宅地については、中心市街地内の有効利用や幹線道路沿道部の高度利用などにより、現状規模を確保します。</p> <p>したがって、農用地、水路からの土地利用転換と、道路、その他への土地利用転換を見込み、平成12年と比較して9ha増加し、290ha程度とします。</p>
その他	<p>都市環境や生活環境等の向上をめざし、公園・緑地や公益的施設などの社会基盤施設整備に必要な用地を確保します。</p> <p>したがって、農用地、宅地からの土地利用転換を見込み、平成12年と比較して2ha増加し、241ha程度とします。</p>
市街地	<p>市街地内の用途変換や高度利用の促進などにより、現状規模を確保します。</p>

5 - 1 町土利用計画面積のマトリックス

単位：ha

利用区分	基準 年次平 成12 年	目標 年次平 成25 年	増 減	農用地				水面・河川・水路	道 路	宅地			その他
				農地	採草放牧地	森 林	原 野			住宅地	工業用地	その他の宅地	
農用地	75	58	17					4	12	10	2	1	
農地	75	58	17					4	12	10	2	1	
採草放牧地	
森林	5,614	5,611	3					3					
原野	
水面・河川・水路	323	322	1						1	1			
道路	158	168	10	4	4	3			3	2	1		
宅地	281	290	9	12	12			1	3	1	1	1	
住宅地	187	196	9	10	10			1	2	1		1	
工業用地	25	25	0										
その他の宅地	69	69	0	2	2			1	1	1			
その他	239	241	2	1	1					1	1		
合計	6,690	6,690	0	17	17	3		1	10	9	0	0	2

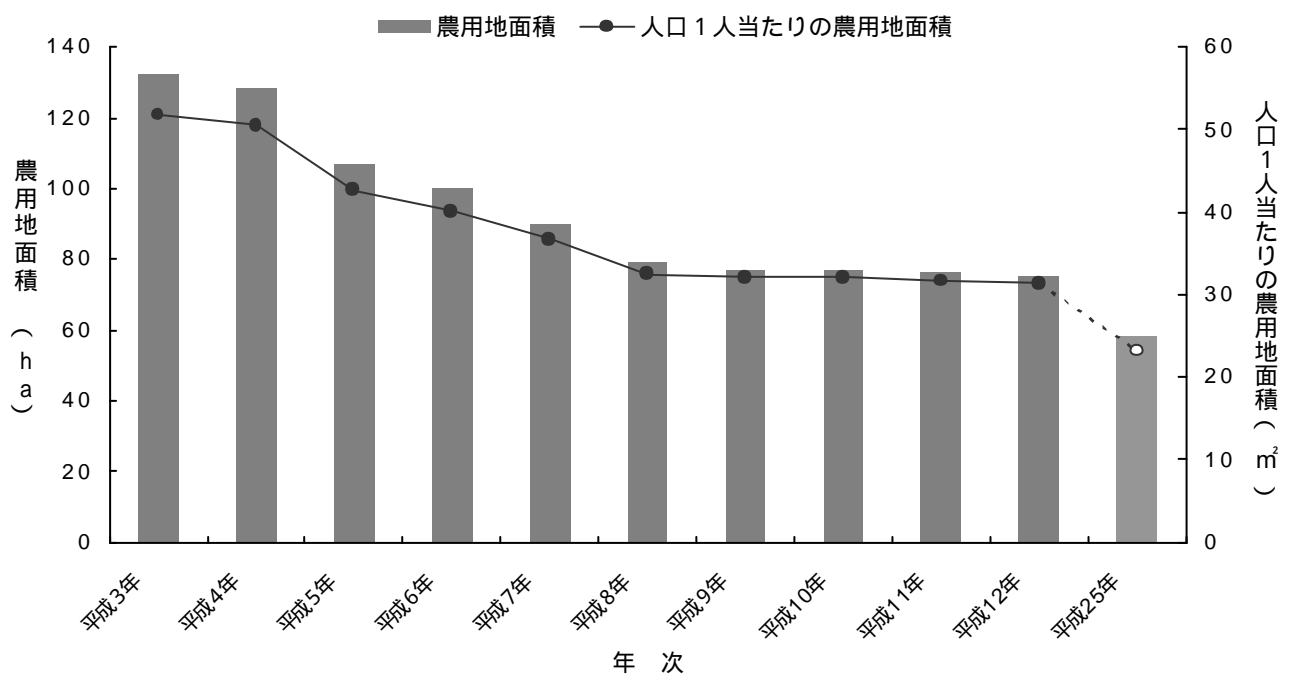
6 町土地利用の変化

種 別	基準年次 平成12年 a		目標年次 平成25年 b		増 減 b - a (ha)
	面 積 (ha)	構成比率 (%)	面 積 (ha)	構成比率 (%)	
農用地	75	1.1	58	0.9	17
農 地	75	1.1	58	0.9	17
採草放牧地
森 林	5,614	83.9	5,611	83.9	3
原 野
水面・河川・水路	323	4.8	322	4.8	1
道 路	158	2.4	168	2.5	10
宅 地	281	4.2	290	4.3	9
住宅地	187	2.8	196	2.9	9
工業用地	25	0.4	25	0.4	0
その他の宅地	69	1.0	69	1.0	0
その他	239	3.6	241	3.6	2
合 計	6,690	100.0	6,690	100.0	0
市街地	443	6.6	443	6.6	0

7 利用区分別面積と関係指標の推移と目標

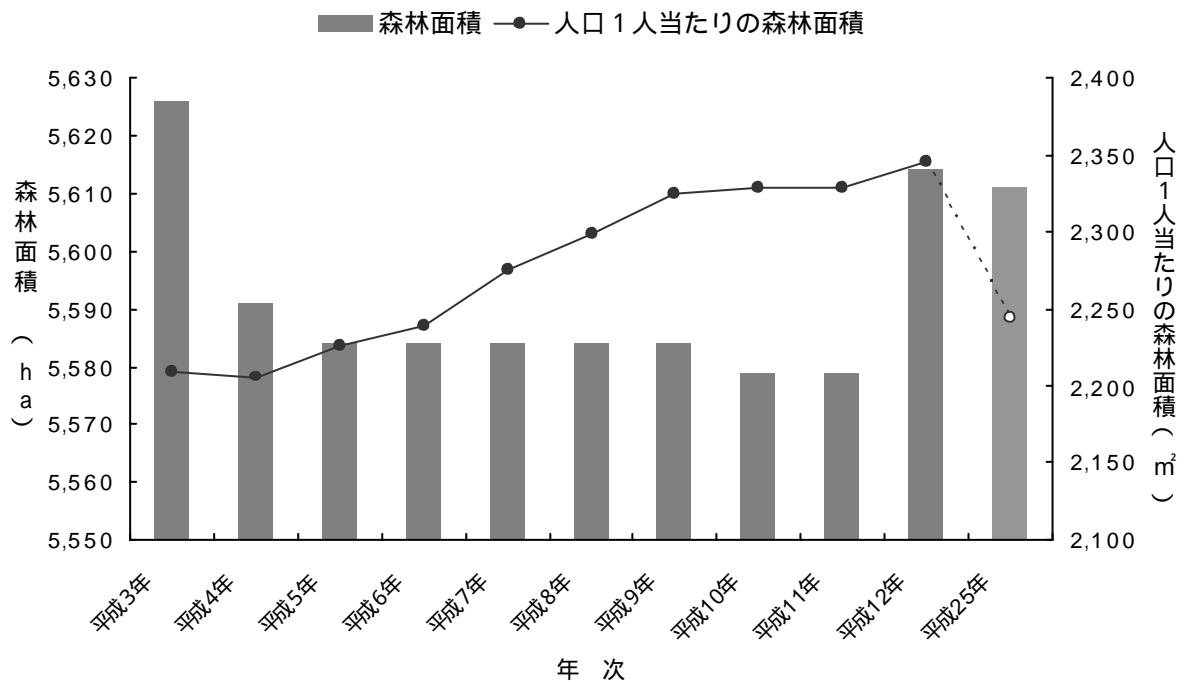
7-1 農用地面積と関係指標の推移と目標

種別	農用地面積 (ha)			人口 (人)	農業就業人口 (人)	人口1人 当たりの 農用地面積 (m ²)	農業就業 人口1人 当たりの 農用地面積 (m ²)	
	農地	採草 放牧地	計					
実績値	平成3年	132	..	132	25,464	..	52	..
	平成4年	128	..	128	25,347	..	50	..
	平成5年	107	..	107	25,070	..	43	..
	平成6年	100	..	100	24,928	..	40	..
	平成7年	90	..	90	24,535	278	37	3,237
	平成8年	79	..	79	24,291	..	33	..
	平成9年	77	..	77	24,021	..	32	..
	平成10年	77	..	77	23,960	..	32	..
	平成11年	76	..	76	23,957	..	32	..
	平成12年	75	..	75	23,930	177	31	4,237
平成25年目標値	58	..	58	25,000	150	23	3,867	



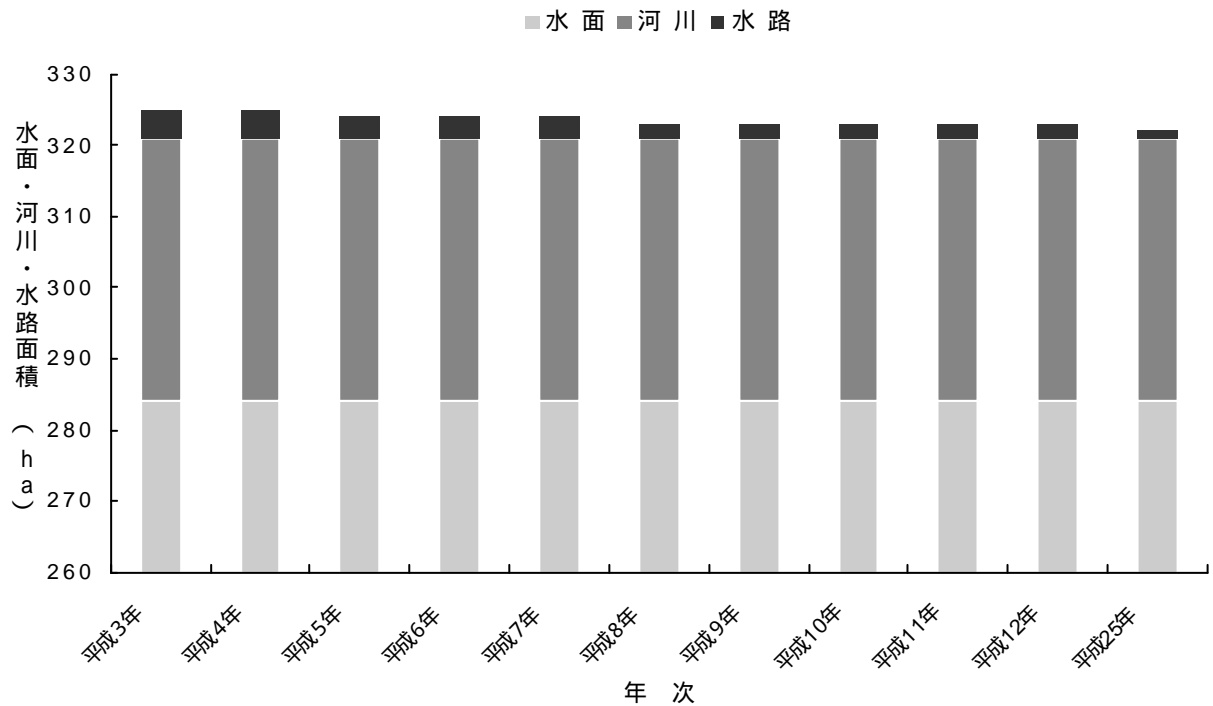
7-2 森林面積と関係指標の推移と目標

種別		森林面積 (ha)	人口 (人)	町土面積 (ha)	人口1人当たりの 森林面積 (㎡)	町土面積に 占める森林面積 の割合 (%)
実績値	平成3年	5,626	25,464	6,690	2,209	84.1
	平成4年	5,591	25,347	6,690	2,206	83.6
	平成5年	5,584	25,070	6,690	2,227	83.5
	平成6年	5,584	24,928	6,690	2,240	83.5
	平成7年	5,584	24,535	6,690	2,276	83.5
	平成8年	5,584	24,291	6,690	2,299	83.5
	平成9年	5,584	24,021	6,690	2,325	83.5
	平成10年	5,579	23,960	6,690	2,328	83.4
	平成11年	5,579	23,957	6,690	2,329	83.4
	平成12年	5,614	23,930	6,690	2,346	83.9
	平成25年目標値		5,611	25,000	6,690	2,244



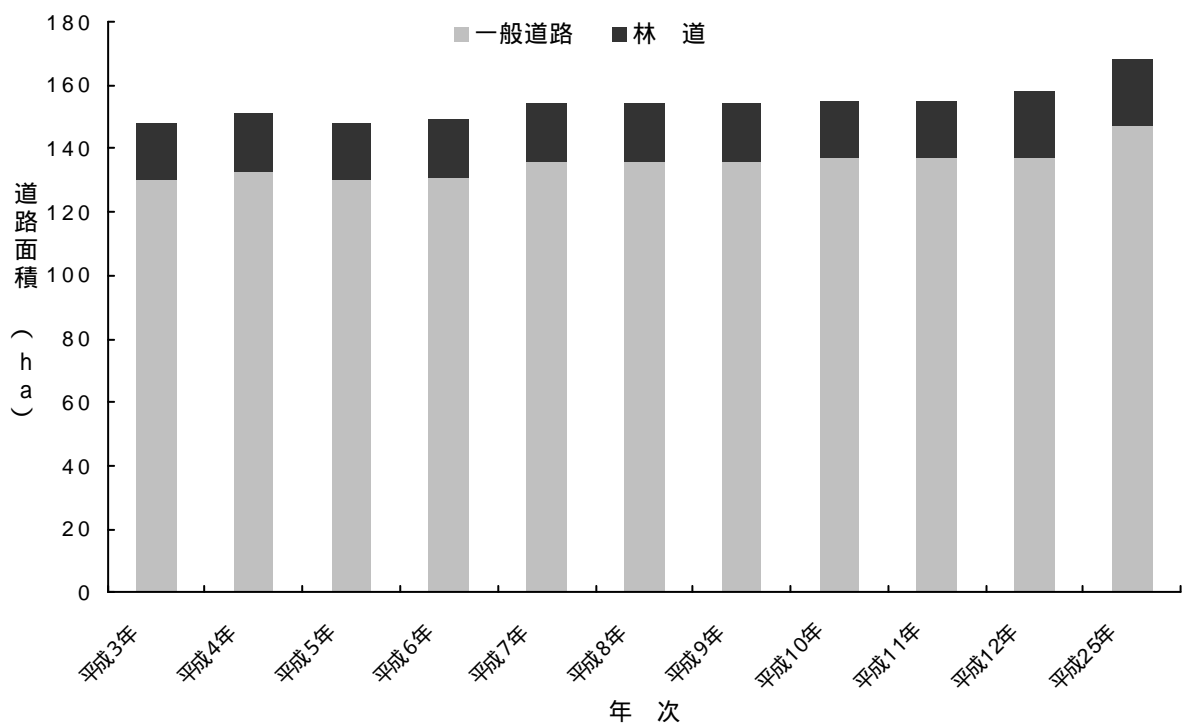
7-3 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

種別	水面・河川・水路面積 (ha)				町土面積 (ha)	町土面積に占める水面・河川・水路面積の割合 (%)	
	水面	河川	水路	計			
実績値	平成3年	284	37	4	325	6,690	4.9
	平成4年	284	37	4	325	6,690	4.9
	平成5年	284	37	3	324	6,690	4.8
	平成6年	284	37	3	324	6,690	4.8
	平成7年	284	37	3	324	6,690	4.8
	平成8年	284	37	2	323	6,690	4.8
	平成9年	284	37	2	323	6,690	4.8
	平成10年	284	37	2	323	6,690	4.8
	平成11年	284	37	2	323	6,690	4.8
	平成12年	284	37	2	323	6,690	4.8
平成25年目標値	284	37	1	322	6,690	4.8	



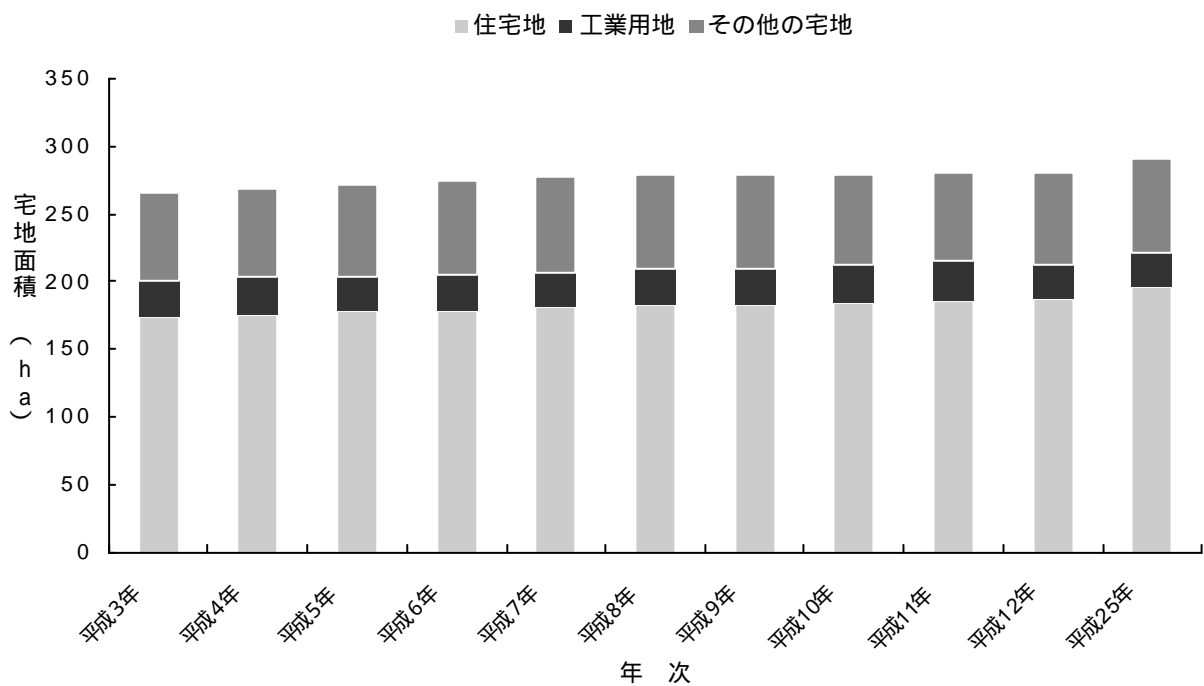
7 - 4 道路面積と関係指標の推移と目標

種別	道路面積 (ha)				町土面積 (ha)	町土面積 に占める 道路面積の 割合 (%)	
	一般 道 路	農 道	林 道	計			
実績値	平成3年	130	..	18	148	6,690	2.2
	平成4年	133	..	18	151	6,690	2.3
	平成5年	130	..	18	148	6,690	2.2
	平成6年	131	..	18	149	6,690	2.2
	平成7年	135	..	18	153	6,690	2.3
	平成8年	135	..	18	153	6,690	2.3
	平成9年	136	..	18	154	6,690	2.3
	平成10年	137	..	18	155	6,690	2.3
	平成11年	137	..	18	155	6,690	2.3
	平成12年	137	..	21	158	6,690	2.4
平成25年目標値	147	..	21	168	6,690	2.5	



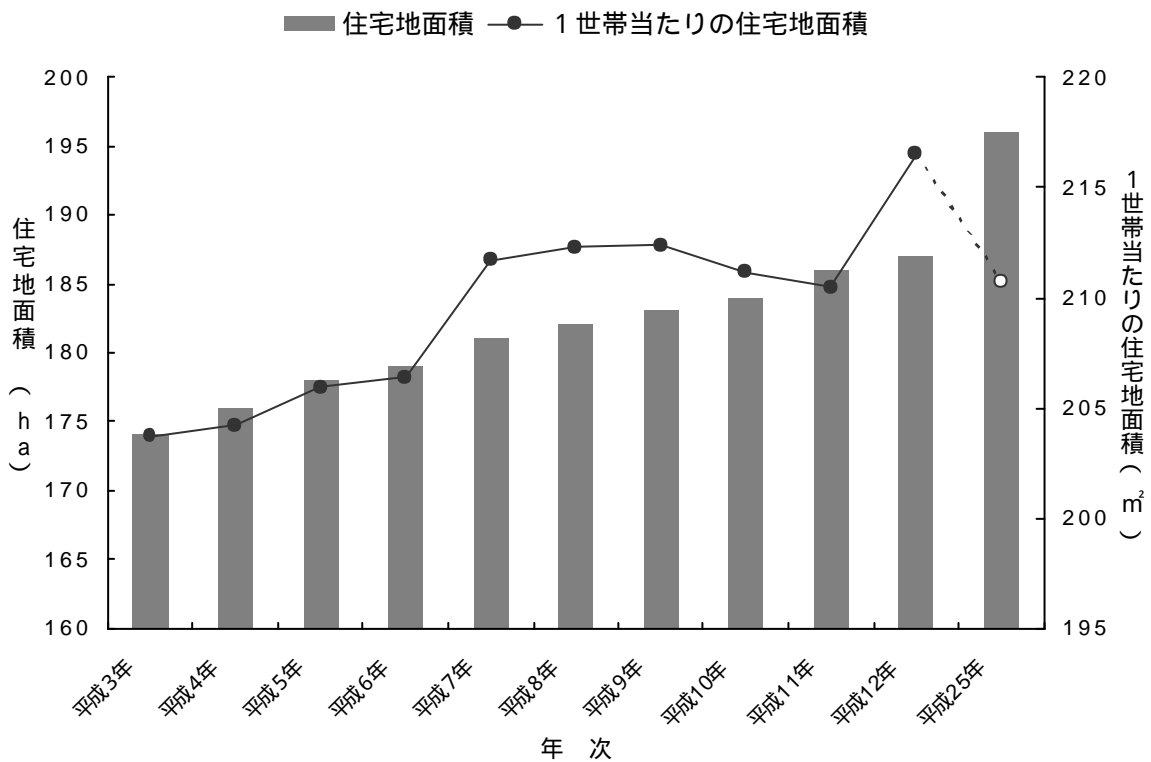
7-5 宅地面積と関係指標の推移と目標

種別	宅地面積 (ha)				
	住宅地	工業用地	その他の宅地	計	
実績値	平成3年	174	26	66	266
	平成4年	176	27	65	268
	平成5年	178	26	68	272
	平成6年	179	26	69	274
	平成7年	181	26	70	277
	平成8年	182	28	68	278
	平成9年	183	27	69	279
	平成10年	184	28	67	279
	平成11年	186	29	66	281
	平成12年	187	25	69	281
	平成25年目標値	196	25	69	290



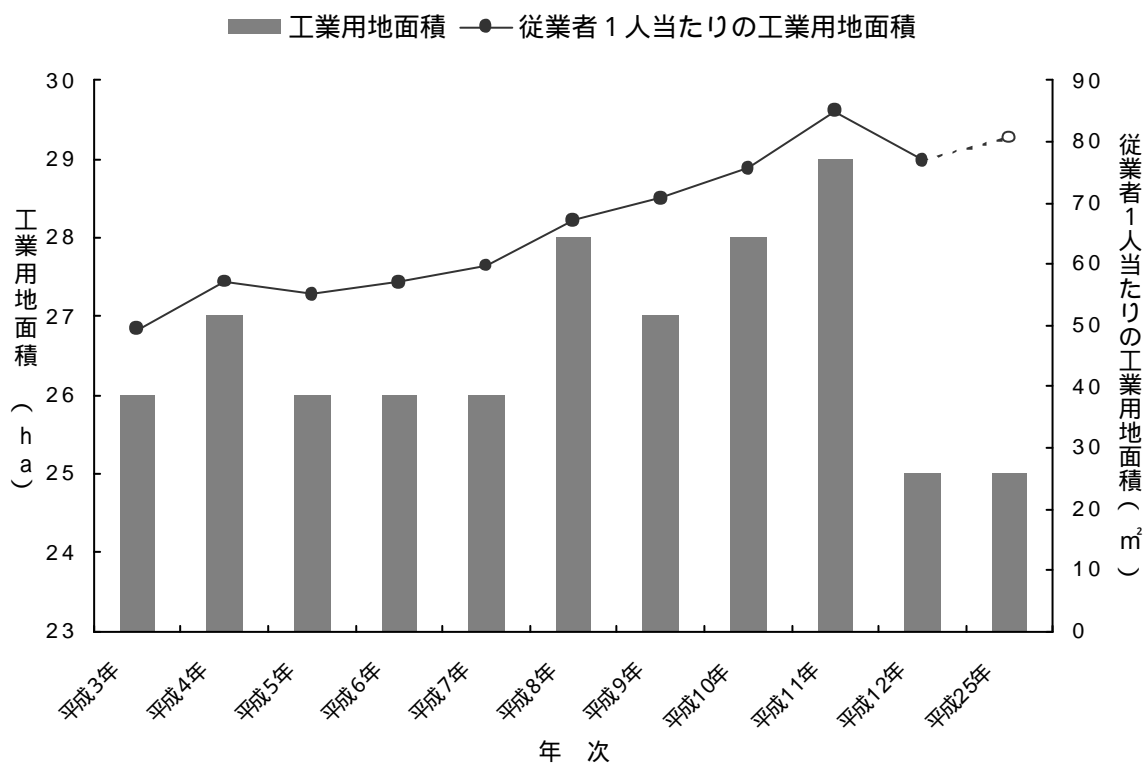
7 - 6 住宅地面積と関係指標の推移と目標

種別		住宅地面積 (ha)	一般世帯数 (世帯)	1世帯当たりの住宅地面積 (m^2)
実績値	平成3年	174	8,541	204
	平成4年	176	8,619	204
	平成5年	178	8,644	206
	平成6年	179	8,673	206
	平成7年	181	8,550	212
	平成8年	182	8,574	212
	平成9年	183	8,617	212
	平成10年	184	8,714	211
	平成11年	186	8,838	210
	平成12年	187	8,637	217
	平成25年目標値		196	9,300



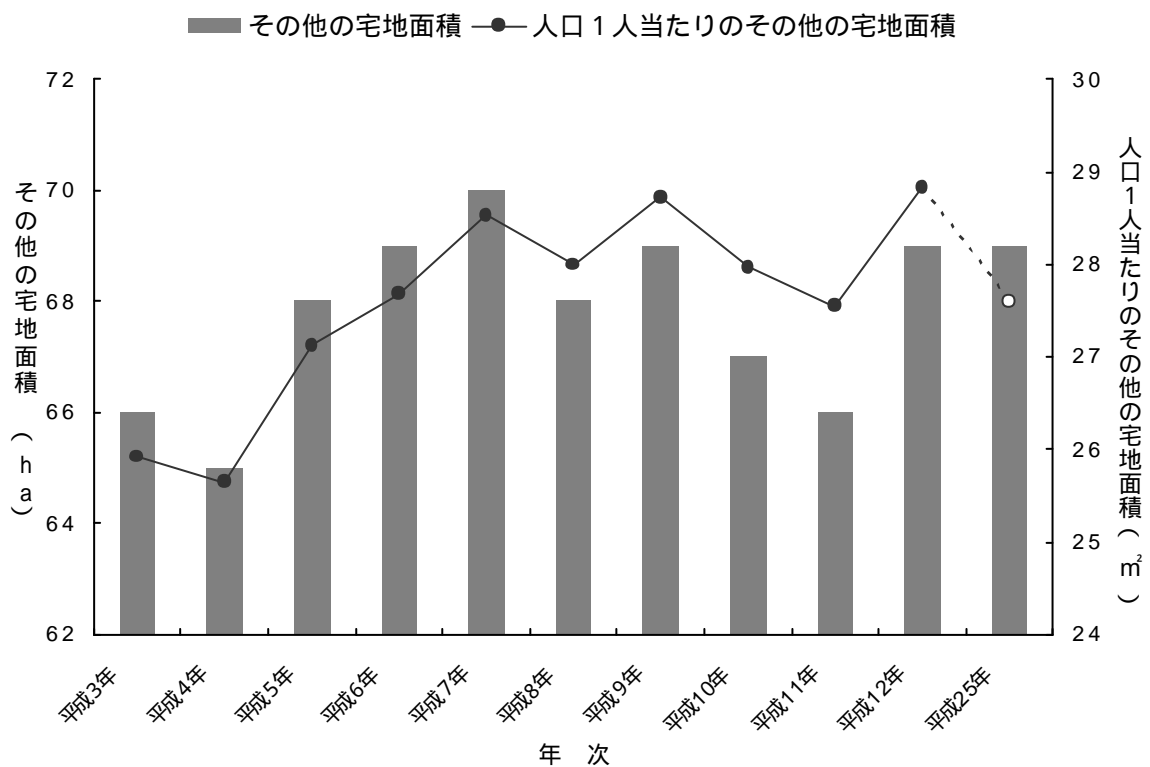
7-7 工業用地面積と関係指標の推移と目標

種別		工業用地面積 (ha)	従業者数 (人)	従業者1人当たりの 工業用地面積 (m^2)
実績値	平成3年	26	5,267	49
	平成4年	27	4,727	57
	平成5年	26	4,722	55
	平成6年	26	4,563	57
	平成7年	26	4,358	60
	平成8年	28	4,170	67
	平成9年	27	3,820	71
	平成10年	28	3,704	76
	平成11年	29	3,414	85
	平成12年	25	3,250	77
	平成25年目標値		25	3,100



7 - 8 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

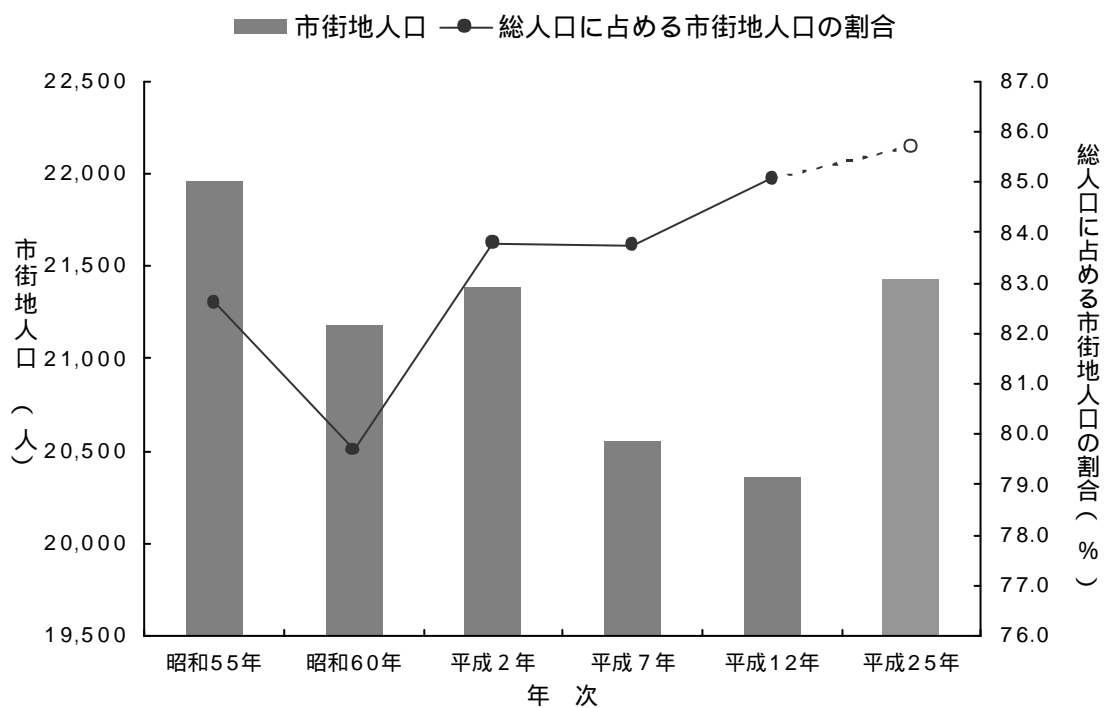
種別		その他の宅地面積 (ha)	人口 (人)	人口1人当たりの その他の宅地面積 (㎡)
実績値	平成3年	66	25,464	26
	平成4年	65	25,347	26
	平成5年	68	25,070	27
	平成6年	69	24,928	28
	平成7年	70	24,535	29
	平成8年	68	24,291	28
	平成9年	69	24,021	29
	平成10年	67	23,960	28
	平成11年	66	23,957	28
	平成12年	69	23,930	29
	平成25年目標値		69	25,000



7 - 9 市街地人口、面積の推移と目標

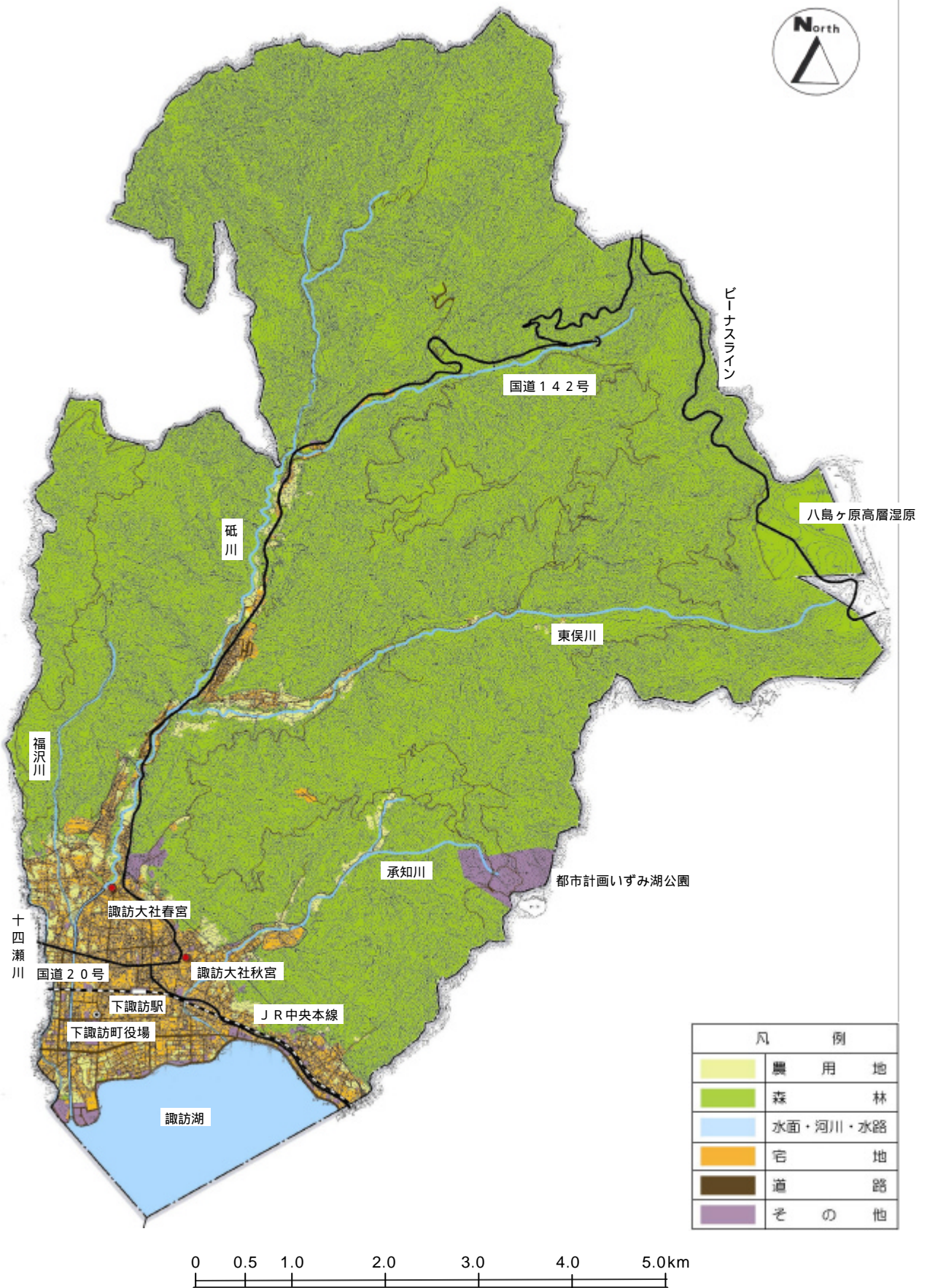
種別		市街地人口 (人)	市街地面積 (ha)	人口密度 (人/ha)	総人口 (人)	総人口に占める市街地人口の割合 (%)
実績値	昭和55年	21,954	390	56	26,574	82.6
	昭和60年	21,173	400	53	26,567	79.7
	平成2年	21,382	420	51	25,519	83.8
	平成7年	20,549	420	49	24,535	83.8
	平成12年	20,356	443	46	23,930	85.1
平成25年目標値		21,426	443	48	25,000	85.7
増加分の変化	昭和55年～平成2年	572	30	5	1,055	1.2
	平成2年～平成12年	1,026	23	5	1,589	1.3
	平成12年～平成25年	1,070	0	2	1,070	0.6

*資料：各年『国勢調査報告書』

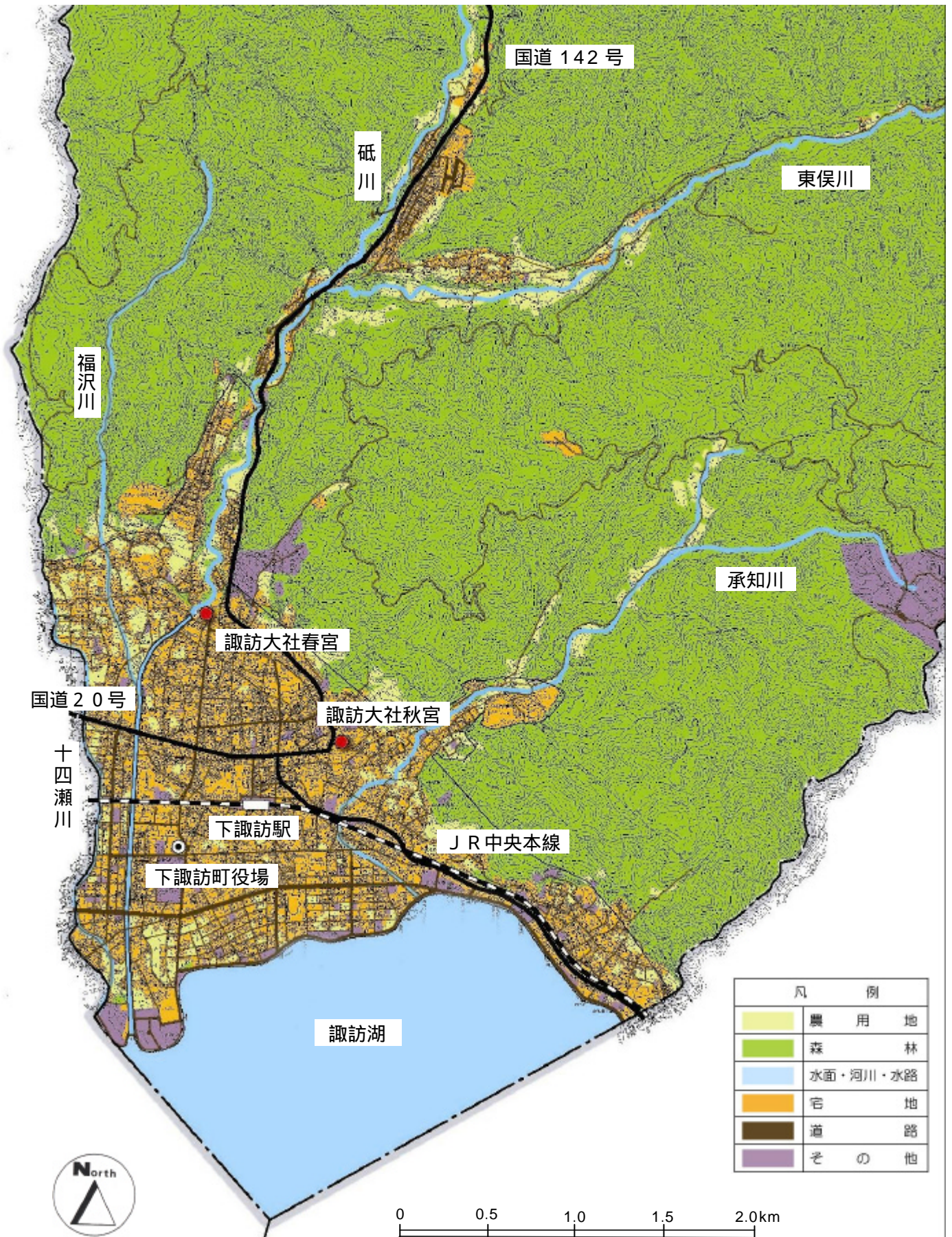


8 土地利用概略図

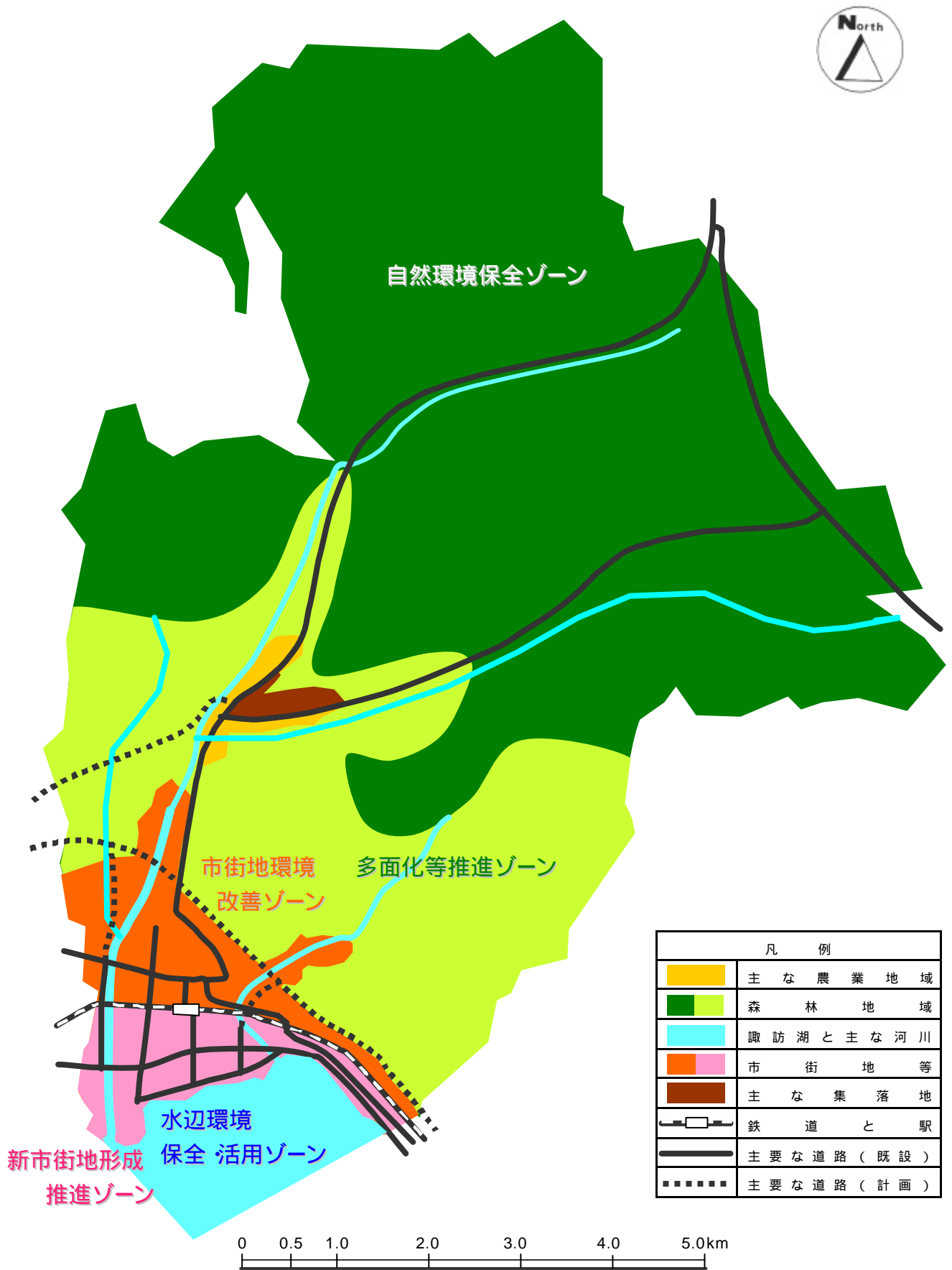
8-1 土地利用現況図 (全域)



8 - 2 土地利用現況図 (拡大)



8 - 3 土地利用構想図



8 - 4 町土のゾーン区分と土地利用の構想

ゾーン区分	土地利用の構想					
	農用地	森林	水面・河川 水路	道路	宅地	その他
自然環境 保全ゾーン 八ヶ岳中信 高原国定公園、 東俣国有林、県 有林などの森 林資源		森林維持管 理と治山対策 による公益的 機能の増進と 環境保全に努 めます。		森林の保全と 環境との調和 に配慮した計 画、整備に努め ます。		
多面化等 推進ゾーン 市街地に接す る山林と農地	農業経営安 定、公益的機能 の維持増進を 図ります。	里山的空間 として、多面的 有効活用を推 進します。	周辺環境に 配慮した治水 利水対策によ り、親水性の拡 充を図り、多機 能化を促進し ます。	森林の保全と 環境との調和 に配慮した計 画、整備に努め ます。		
市街地環境 改善ゾーン 諏訪大社、下 諏訪温泉を起 源とする旧市 街地	緑地、オープ ンスペースと しての機能を 保全します。		親水性の拡 充による多機 能化を促進し ます。	防災対策に留 意し、安全性、 利便性、快適性 の向上を図り ます。	災害対策に 留意しながら、 歴史文化と調 和した良好な 環境を保全し、 未利用地の効 果的利用を計 画的に誘導し ます。	オープンス ペースの確保 により、災害時 の避難場所の 整備、居住環境 の向上に努め ます。
新市街地 形成推進 ゾーン 土地区画整 理事業などの 社会基盤整備 済の地区			親水性の拡 充による多機 能化を促進し ます。	防災対策に留 意し、安全性、 利便性、快適性 の向上を図り ます。	低未利用地の 有効活用を図 り、魅力と活力 に満ちたまち づくりを推進 します。	オープンス ペースの確保 により、災害時 の避難場所の 整備、居住環境 の向上に努め ます。
水辺環境 保全・活用 ゾーン 諏訪湖			水質浄化に よる親水性の 向上と多面的 利用を推進し ます。			

9 下諏訪町国土利用計画審議会

9-1 審議会委員名簿

(敬称略)

職名	氏名	役職名等
委員長	河西 敏男	農業委員会長、森林組合、都市計画マスタープラン策定委員
副委員長	秋山 春子	連合婦人会長
委員	市川 一雄	都市計画審議会長、都市計画マスタープラン策定副委員長
	尾上 武	消防団長
	佐藤 忠生	諏訪圏青年会議所副理事長
	高木萬知江	行政相談員
	高橋美代子	宅地建物取引主任者
	林 陽子	商工会議所女性会長
	両角 誠也	観光協会長、都市計画マスタープラン策定委員
	両角真由美	だっこの会推進委員長 (未就園児・在園児等母親による子育て勉強会)
	矢崎 敏臣	不動産鑑定士
	若松 洋子	交通安全お母さん連絡協議会長

9 - 2 諮問書

15企企第53号
平成15年10月6日

下諏訪町国土利用計画審議会 様

下諏訪町長 高橋文利

下諏訪町国土利用計画について（諮問）

下諏訪町の区域における国土の利用に関する行政上の指針とするため、国土利用計画下諏訪町計画を策定することについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問の目的 下諏訪町の区域における国土の利用に関し必要な事項を定めるため
- 2 諮問の内容 庁内検討委員会で作成した素案の審議
- 3 答申の時期 平成15年11月上旬

9 - 3 答申書

平成15年11月10日

下諏訪町長 高橋文利 様

下諏訪町国土利用計画審議会
委員長 河西敏男

下諏訪町国土利用計画について（答申）

平成15年10月6日付15企企第53号にて貴職から諮問のありました国土利用計画下諏訪町計画について、下記のとおり答申いたします。

記

審議会では、国土利用計画下諏訪町計画素案について、4回にわたり慎重な審議を重ねてまいりました。

会議の結果、それぞれの立場から出されたいくつかの要望事項に基づき、別紙のとおり、審議会としての意見を盛り込ませていただきました。

この計画が、下諏訪町の区域における国土の利用に関する行政上の指針として活用され、具体的施策に反映されることを期待いたします。



「下」の文字をデザイン化し、外円は下諏、内円は訪を象形し、あわせて円で「和」を表現しています。

下諏訪町民憲章

下諏訪町は

美しい、高原と湖に囲まれ、天恵の温泉と古きよき伝統文化をもつまちです。

わたくしたちはこのふるさとを愛し育んできた先人の努力に学び、地球的視野にたって、さらによりよいまちづくりをめざし、ここに町民憲章をかかげます。

わたくしたちは

自然やもののいのちを大切にし、美しく豊かなまちをつくります。

進んで教養を深め、かおり高い文化を創造するまちをつくります。

心身をきたえ、たくましく明るい健康なまちをつくります。

仕事に誇りをもち、産業の栄える活力あるまちをつくります。

思いやりの心をもち、うるおいと安らぎのある住みよいまちをつくります。

平成5年1月1日 制定